

特許制度小委員会報告書案「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

証拠収集手続の強化

通し番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
1	競合の申立人本人に相手方の企業秘密が開示されてしまうことは、相手方の競争力保護の観点から避けるべき。本人訴訟の場合にはそもそも本証拠収集手続の対象外とするなどといった何らかの立法措置を講じるべき。	黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。
2	実際に想定外の負担が生じることがないとは限らない。立証責任のある申立人が求める証拠を収集するので、申立人の負担とすべき。相手方負担を原則とする場合であっても、相当性の要件により発令されないと割り切ってしまうよりも、想定外の負担が生じ得るという前提に立ち、申立人の負担とする道を設けておく方が合理的。	本手続が発令されるまでに裁判所が当事者双方の意見を聴取して、専門家の具体的な行為や相手方の負担が不相当にならないかどうかを慎重に検討するため、予想以上に負担がかかるような事態は想定されないと考えられます。
3	要件が厳しい場合、結局はほとんど使用されない制度となり得ると考えられる。	発令要件については、過度に厳格になることで裁判所が本手続を発令しにくくならないよう、慎重に検討を重ねた結果、報告書にあるような4要件を設けることとしています。
4	実際の特許訴訟では代理人がつく場合がほとんどであると思われるが、本人訴訟の場合であっても、本証拠収集手続は全体像が精緻に設計されているため、申立人本人に相手方の企業秘密がいたずらに開示されることはないものと思われる。しかしながら、よりによって競合の申立人本人に相手方の企業秘密が開示されてしまうことは、相手方の競争力保護の観点から、万が一にも避けるべきであるため、何らかの立法措置を講じるべきであると考えられる。本人訴訟が認められていることとの関係で、現状、申立人本人への開示が制度上避けられないというのであれば、本証拠収集手続に関わる部分だけでも、外部代理人をつけることを推奨し、開示先を外部代理人に限定する運用が、当事者本人の利益保護の観点及び相手方の企業秘密保護の観点の双方から、認められてよいように考える。運用上の検討事項として継続検討いただきたい。	黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。
5	実際の事案においては、相手方の費用負担が結果として重くなる場合も生じ得るという懸念がある。実際の運用実態をチェックしつつ、申立人が負担する途を例外的でも設けられるか、その方が妥当な場合があるかなど検討いただきたい。	本手続が発令されるまでに裁判所が当事者双方の意見を聴取して、専門家の具体的な行為や相手方の負担が不相当にならないかどうかを慎重に検討するため、予想以上に負担がかかるような事態は想定されないと考えられます。
6	新たな証拠収集手続における発令要件の「必要性」、「蓋然性」等の判断、もしくは証拠収集対象の特定にあたっては、特許発明の技術的範囲の解釈について当事者双方、裁判所において十分に議論が尽くされている必要がある。	本手続は、侵害論についての審理がほぼ尽くされた段階に発令されることが想定され、その段階では、御指摘の議論は十分尽くされているものと考えられます。
7	我が国の証拠収集手続を充実させることを検討すべき観点からは、証拠収集命令の発令要件を過度に厳格なものとするべきではないと考える。とりわけ、補充性の要件について、他の手段で収集が容易ではないことを求めることとの関係で、あらかじめ書類提出命令や検証物提示命令の申立てをすることを一律に求めるべきではなく、個別具体的な事案の事情に応じて、本手続を柔軟に活用する途を開くような要件設定がなされるべきであると考えられる。このような意味において、本手続を「伝家の宝刀」として位置付ける必要までではないと考える。	発令要件については、過度に厳格になることで裁判所が本手続を発令しにくくならないよう、慎重に検討を重ねた結果、報告書にあるような4要件を設けることとしています。補充性の要件については、あらかじめ書類提出命令や検証物提示命令の申立てを一律に求めることはしないこととしています。

8	秘密保持命令等では相手方当事者への開示を制限する対応ができない範囲については、申立人代理人弁護士のみで営業秘密を開示する、いわゆるAttorneys' Eyes Onlyの取扱いを可能とし、当事者の納得感と被疑侵害者の営業秘密の保護とのバランスを図ることが適切である。	黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。
9	不服申立てについては、裁判所が申立人側に報告書の全部ないし一部の開示を認める決定をした段階で認めることが適切であり、発令段階で不服申立てを認めることは必ずしも適切なものとは即断できるものではなく、慎重な検討が必要である。	証拠収集の命令に対する不服申立手続（即時抗告）については、本手続自体が相手方に一定の協力義務を課するものであるため、認めることが適当であると考えます。
10	本制度の導入に当たっては、証拠収集命令の要件及び効果を定めるとともに、改正関連の資料において、当該要件及び効果の意義について明確に説明することが望まれる。これに加えて、裁判所の発令事案及び却下事案が可能な限り広く公開されることを期待する。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
11	補充性の要件については、この査察類似の手段が当事者に多大な負担をかけることに鑑み、文書提出命令など他の証拠収集手段が尽くされていることが求められるべき。	本手続の発令の遅延を防ぐ観点から、補充性の要件については、あらかじめ書類提出命令や検証物提示命令の申立てを一律に求めることはしないこととしています。
12	被申立人の協力義務はあらかじめ特定された情報アクセスへの協力に限定されるべき。	被申立人は証拠収集に必要な協力をしなければならない旨を条文において規定することを検討しています。
13	秘密情報保護の観点から黒塗り前の報告書への申立人のアクセスはいかなる場合にも認めるべきではなく、裁判所が黒塗り理由の正当性を判断するために申立人側に開示するとしても訴訟代理人である外部弁護士限りの実施とすべき。小委員会の議論では日本で本人訴訟を認めていることを理由にAttorneys' Eyes Onlyのアクセス制限を設けられないという議論があったが、米国の訴訟でも本人訴訟は認められており、相手方の秘密情報へのアクセスは外部弁護士にしか許されない。また、現在の日本国内の多くの契約上の秘密保持規定ではこのような証拠収集手段を通じての秘密情報の開示は予定していないと思われるところ、第三者の秘密情報を含む場合には結局期待した証拠が収集できなくなる可能性をはらむ制度であることの周知も必要。	裁判所がインカメラ手続において申立人側に報告書を開示する際には、申立人側のどの者に開示するかも含めて慎重に検討することが考えられます。黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。第三者の営業秘密等が問題になる場合には、申立てを受けた相手方が第三者に連絡し、これを受けた第三者が証拠収集過程で保護すべき営業秘密等がある旨を記載した書面を作成し、相手方を通じて裁判所に提出することで、第三者の利益に配慮することができると考えられます。
14	本手続は原告の立証努力の一環であり、従って本手続に直接起因する費用は原則として申立人が負担すべき。「予想以上に費用がかかるような事態は想定されない」と断言することはできず、裁判所が相当性判断において費用を考慮するとしても申立てが認められたときに費用を被申立人に負担させる正当な理由はない。	報告書案にあるように、本手続にかかる費用のうち相手方に発生する費用については、裁判所による制度の円滑な運用のため相手方の負担にすべきと考えます。また、本手続が発令されるまでに裁判所が当事者双方の意見を聴取して、専門家の具体的な行為や相手方の負担が不当にならないかどうかを慎重に検討するため、予想以上に負担がかかるような事態は想定されないと考えられます。
15	裁判所が指定した、本手続を実施する主体となる専門家について、相手方が忌避を申し立てる際、その理由に、客観的・合理的な理由がある場合に限らず、主観的な理由の場合でも、忌避とする規定を設けることを検討する余地があると考え。特に、その専門家に、大学教授や研究者が指定された場合、同時に当業者でもあるので、秘密保持義務を課したとしても、その専門家のその後の活動に影響を及ぼすリスクを払拭することは難しいと考える。	専門家の忌避事由としては、誠実に証拠収集を実施することを妨げる事情が考慮されることを考えており、当該事情としては、当事者の主観的事情では足りず、訴訟当事者からみて誠実に証拠収集を実施することを期待することができないとの疑惑を社会通念上是認することができるかどうかという点が判断されることが想定されます。また、専門家と当事者の一方とに密接な関係があること、専門家が事件について特別の利害関係を有すること等も専門家の忌避事由に該当すると考えます。

16	サンプルの提供に掛る費用等について、申立人の負担とすべきとする規定にすることを希望する。申立人の負担とすることで、「相当性」の要件を緩やかに運用することができるため、より実効性のある制度となると考える。	相手方に発生する費用については、相当性の要件により相手方に不相当な負担が見込まれるときには発令できない仕組みとした上で、鑑定や検証と同様、相手方の負担とすることが適当と考えます。
17	既に平成30年度に、特許法第105条の改正により法的措置がなされていることから、まずは施行後の証拠収集手続の運用状況の効果測定を行うべき。	インカメラ手続の拡充により、裁判所が文書提出命令が出しやすくなる効果は期待できるものの、製法特許等の侵害立証の困難性については、引き続き解決されないため、専門家が現地で幅広い情報を収集することができる仕組みの創設を検討しているものです。
18	本手続は原告の立証義務を変更するものではなく立証努力の一環である旨の確認が必要。費用と協力義務も自ずからこれに準じ、原則申立人負担、命令に具体的記載ある情報収集の補助に限定とするのが相応。被申立人費用負担を貫くのであれば予想外の費用発生時点で発令時の相当性判断の前提が変わることとなるので証拠収集は終了すべき。追加費用の発生に関わらず収集の継続可否に柔軟性を持たせることが案となるのであれば、原告の費用負担による収集とする他に正当な構成は不可能。	報告書案にあるように、専門家に関する費用（旅費や報酬等）については、現行の鑑定において専門家に関する費用が訴訟費用として敗訴者負担とされていることに鑑み、同様の扱いとし、相手方に発生する費用については、裁判所による制度の円滑な運用のため相手方の負担にすべきと考えます。本手続が発令されるまでに裁判所が当事者双方の意見を聴取して、専門家の具体的な行為や相手方の負担が不相当にならないかどうかを慎重に検討するため、予想以上に負担がかかるような事態は想定されないと考えられます。
19	機密情報の漏洩の懸念や証拠収集のための事業中断の危険に鑑みれば、文書提出命令、検証物提示命令等手段が尽くされていることの補充性要件化は手続として当然に必要。報告書は手続の発令の遅延を防ぐためにこれを求めないとされているが、手続の保障の方がより重要であることは看過できない。また、蓋然性においては、特許侵害の蓋然性が高いことに加えて、特許無効の可能性が低いこともここに認めることが適当と思料する。	本手続の発令の遅延を防ぐ観点から、補充性の要件については、あらかじめ書類提出命令や検証物提示命令の申立てを一律に求めることはしないこととしています。本手続は、侵害論についての審理がほぼ尽くされた段階に発令されることが想定され、その段階では、御指摘の議論は十分尽くされているものと考えられます。
20	黒塗り前の報告書への当事者本人のアクセス可能性、および証拠採用された場合のアクセスは大きな懸念。これを解決しないまま制度導入することで事業者が負うリスクは放置すべきではなく、制度の施行までには弁護士強制制度導入の道筋をつけていただきたい。	黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。
21	過去、権利者・実施者の立場で特許侵害訴訟を経験しているが、主張を立証するための証拠提出が不十分だった等の問題は生じておらず、また裁判所においてもそれらに基づき適切な判断がなされている。そのため、証拠収集手続は十分機能しており、報告書に記載されている「証拠収集の困難さ」の課題はないと考えている。以上より、新たな証拠収集手続の導入は見直すべき。	第25回特許制度小委員会の資料1でお示したように、証拠収集の困難性に関する経験を有するユーザーは多いと認識しており、その点を改善するために本手続の導入は必要だと考えております。
22	2018年改正のインカメラ手続が拡大されているが、導入されて日が浅いため、その効果の検証は十分になされていない。検証により書類提出命令やインカメラ手続などを併用しても証拠収集が困難であるとの結果が明らかになった場合に、改めて、その改善のための新たな手続の導入を検討すべきである。以上より、新たな証拠収集手続の導入は時期尚早である。	インカメラ手続の拡充により、裁判所が文書提出命令が出しやすくなる効果は期待できるものの、製法特許等の侵害立証の困難性については、引き続き解決されないため、専門家が現地で幅広い情報を収集することができる仕組みの創設を検討しているものです。
23	「新たな証拠収集手続のイメージ」には不明確な点があり、また現在の産業構造を十分に考慮されていない。そのため、新たな証拠収集手続の詳細について慎重かつ十分な議論が必要であり、継続議論すべきである。	本報告書案は、産業界や法曹界など幅広い関係者等から構成される特許制度小委員会において、これまで6回にわたり、制度見直しの必要性や方向性について精力的な審議を行った上で取りまとめたものであり、御指摘は当たらないと考えます。

24	特許権侵害訴訟、特に、BtoB製品、中間体、製造方法の発明等に関する事件では、証拠が被疑侵害者側に偏在することもあり、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続を強化する策を講ずることは適正な権利行使を実効あらしめる点から重要。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
25	本報告書案10ページには、「発令前に両当事者が協議ができるように、相手方の意見を聴くことができるようにすることで・・・」と記載されている。かかる協議により、専門家が資料収集を行うべき場所や範囲等を特定できることが期待されるが、発令後においても、必要に応じて、専門家も一緒に同席して協議内容を両当事者や裁判所と確認できる機会があることが望ましいため、報告書案にこの点を明記することを要望する。	御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。
26	本報告書案の11ページには、「守秘義務の対象となる秘密の範囲については、不正競争防止法で規定される営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）に限らず、任務の実施に関して知得した秘密全般とする。」と記載されている。この「任務の実施に関して知得した秘密全般」とは、本報告書全般の記載から、本報告書案12ページの「(e) 資料収集の態様」に記載されている「裁判所が認めた範囲内（収取の対象、場所、日時、専門家の行為等）においてのみ、資料収集を実施し、」と記載されている事項であって、「(f) の報告書の取扱い」にて、報告書にて特定された黒塗りの企業秘密部分のみが守秘義務の対象となるものと理解される。この点を報告書に明記することを要望する。	専門家の守秘義務の対象となる秘密の範囲については、資料収集の過程において知り得た秘密全般であり、報告書にて特定された黒塗り部分に限定されるものではありません。
27	新たな証拠収集制度が競業者間での係争に用いられることが考えられるところ、営業秘密の保護は最大限配慮されるべき。 したがって、特許訴訟に限定して弁護士強制とし、開示先を外部弁護士に限定する法的措置や機密情報保護の仕組みなどの制度改革を検討いただきたい。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
28	インカメラ手続等の効果が分かるのを待たずしてまで「新たな証拠収集手続」を導入する説得的かつ十分な理由は記載されておらず、記載されている事実関係にも誤認がある。「法改正にあたっては、制度改革の効果を見極める期間を十分に取る。効果を見極めるまでは、証拠収集手続の強化について新たな立法を行わない」旨を明記すべき。	インカメラ手続の拡充により、裁判所が文書提出命令が出しやすくなる効果は期待できるものの、製法特許等の侵害立証の困難性については、引き続き解決されないため、専門家が現地で幅広い情報を収集することができる仕組みの創設を検討しているものです。 今後とも、技術や産業構造の変化に対応して、「侵害し得」とならないよう、特許訴訟制度の不断の見直しをしていきます。
29	競合の申立人本人に相手方の企業秘密が開示されることは、相手方の競争力を毀損することにつながることから、申立人本人への開示は絶対に避けるべきであり、営業秘密漏洩の懸念が払拭されない状況では、本制度の拙速な導入を見送り、代理人の設置を強制する仕組みを含め継続的な検討を行うことが妥当である。	黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。
30	諸外国の動向を記載する場合には、導入に至った背景や導入後の評価も含めて分析すべき。「諸外国の制度動向」は、制度改革すべきかを検討する上での考慮要素の1つに過ぎず、最終的には、わが国の知財政策・戦略の方向性やどのような立法事実があるか等により制度改革の可否を判断する必要があることから、「諸外国で導入された」ことをもって我が国でも導入を検討するという誤解を生む表現は改めるべきである。	特許制度小委員会では、諸外国の制度の動向等を参考に議論してきたものの、諸外国で制度があることのみをもって、日本での導入を検討したということではなく、御指摘は当たらないと考えます。
31	専門家の属性としては、もともと秘密保持義務がかかっており、その義務違反があった場合に剥奪されるような資格を有する者（弁護士・弁理士等）に限定すべきである。	専門家の属性については、秘密保持義務を課した上で、弁護士、弁理士、研究者等を含め幅広い職種の専門家を指定できるようにすべきと考えます。

32	諸外国に類似の制度があるからといって、その類似の制度をただ並べて、安易に類似の制度を我が国にも導入するとすべきではない。諸外国の制度のみではなく、事例をも検証し、効果とその制度の課題を明らかにしたうえで、その課題をクリアし、我が国になじむ制度の導入を検討すべきである。	特許制度小委員会では、諸外国の制度の動向等を参考に議論してきたものの、諸外国で制度があることのみをもって、日本での導入を検討したということではなく、御指摘は当たらないと考えます。
33	本案の内容は、権利行使をする側の証明責任を著しく軽くするものである。権利者への開示も無論、権利者を代理する代理人は権利者を代理しているのであり、代理人への開示は権利者への開示と同じである。本案の内容は、これらの者に安易に営業秘密の情報および内部の技術情報にアクセスできる制度を導入するものであって、中立性を欠いていると言わざるを得ない。	いわゆるAttorneys' Eyes Onlyのような仕組みは諸外国でも導入されており、「代理人への開示は権利者への開示と同じ」との御指摘は当たらないと考えます。
34	証拠収集手続における「相当性」について、権利者の権利行使にのみ焦点をあてて検討されており、権利者による濫用の防止の検討も不十分であって、侵害を疑われ侵害をしていなかった側に対してのケアの検討が極めて不十分である。	相手方の主張に基づき、裁判所が本手続の濫用であり申立てに理由がないと判断すれば本手続は発令されません。また、申立てが裁判を受ける権利の濫用と認められれば、損害賠償請求の対象となるため、「侵害を疑われ侵害をしていなかった側に対してのケアの検討が極めて不十分」との御指摘は当たらないと考えます。
35	いったん第三者に渡った情報は、場合によっては我が国国内だけではなく、外国で使用される懸念が生じ、その対策が明示されていないことは問題である。	御指摘のような問題意識を踏まえ、本報告書では、営業秘密等保護の方策を十分に措置し、申立人である権利者と相手方である被疑侵害者、双方の利益を適切にバランスさせた制度を検討しています。
36	結果として侵害をしていなかった場合に、情報のみを第三者に取得されたことに対するケアも明示されていない。	御指摘のケースにおいては、侵害立証の必要性なしと判断されるため、報告書内の営業秘密等は黒塗りになり保護されます。
37	安易に営業秘密の情報ならびに技術情報を第三者に取得されてしまう法制度を導入した場合、例えばインターネットのサービスに関する事業者の中には、サーバ等を本案のような法制度のない外国におくケースも発生してくることをも想定すべきである。このことは企業活動が我が国から外国へシフトすることを意味し、ひいては我が国の経済産業発展を阻害することを意味すると思慮すべきである。特許法は我が国の経済産業発展のための法制度であり、本案の内容は法目的から逸脱するともいえる。以上の理由から本案の「証拠収集手続の強化」については反対。更なる慎重な議論ならびに検討を要する。	本手続は、日本の証拠収集制度をグローバルスタンダードに近づけるものと考えております。よって、本手続の導入が企業活動の外国へのシフトに直結するとは考えておりません。
38	特許訴訟において証拠収集に伴う困難さに対する手当として、新たな証拠収集手続の創設を検討することについては、総論として賛成。しかし、本手続の創設に当たっては、これまでの当事者の主張・立証責任の前提の下で、手続的に特許権者と被疑侵害者との間でバランスのとれた制度を探すべきものであり、小委員会の議論及び本報告書案の中で示されたように、本手続を「伝家の宝刀」と位置づけ、謙抑的に運用されるもの、との考えが示されたことは妥当であると考え。今後、法制化及び運用の検討においては、具体的な事案を様々な角度から想定し、その利害得失を十分に議論したうえで、適正な手続的保障を確認していくことが重要と考える。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
39	「既存の証拠調べの手段では必ずしも十分な真実解明が行えない」とあるが、当事者主義・弁論主義を基調とする民事訴訟では、公正妥当な手続的制約を認めた上で真実を確定する手続とすべきであり、絶対的の真実の解明を過度に強調すべきではない。	真実の解明を通じて訴訟結果に対する満足度を高めることは重要な視点であると考えます。

40	<p>証拠収集手続の強化の必要性の理由として、ソフトウェアの例が上げられていますが、ソフトウェアの特許侵害を認定するためには設計書やソースコードの書類提出命令で充分である。それ以上の真偽の疑念については通常の書証の真偽の確認と同様の手続で対応されるべき。また、ソースコードが膨大であることによる解析の困難性という点は、当事者の主張・立証能力の問題であり、当事者自らが専門家を起用して解析等を行えば解決できる問題であって、本手続の専門家によっても何ら変わることはない。仮に本手続の過程において相手方に対する質問等によって説明を試みることにすれば、実質的に立証責任の転換と同等の効果が生じることになりかねず、証拠収集手続の強化とは趣旨を異にするものとなる懸念がある。加えて、データベースの内容の調査については、そもそも当該データベースの所在を問わずに対象とすることができるのかという点や、その提供・管理・運営者に対する手続保障の要否等、検討を要する様々な問題が残ることから、現段階で本報告書案に記載することによってこれらの調査が可能になるかのような誤解を与えるのは妥当ではなく、ソフトウェアの例に関する全記載を削除すべき。</p>	<p>ソフトウェア特許を巡る侵害訴訟においては、例えば、文書提出命令により被疑侵害者にソースコードや設計書を提出させることができますが、ソースコード等は改変が容易であり、かつ、その量も膨大になる場合があるため、提出されたソースコード等が真正なものであり、改変のないものであるかどうかを判断することは困難です。この点、専門家が現場でソースコード等を確認しつつシステムを作動させることができれば、侵害の有無の判断に併せて、ソースコード等が真正なものであるかを判断しやすくなります。このようなプロセスが後ろに控えていることで、文書提出命令に対しても真正な証拠が提出されやすくなると期待されると考えております。</p>
41	<p>ドイツの査察制度については、「提訴前の利用が中心であるが、」との記載は事実を誤認させるため、「実質提訴前にしか利用されていない上、」と修正されるべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は、原案でも読めると考えます。</p>
42	<p>本手続については、特許権侵害の特殊性を前提に議論を進めたものであるので、適用対象はあくまでも特許法に限定すべき。したがって、他の産業財産権法に措置することはない旨を報告書で明らかにするべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。</p>
43	<p>本手続の謙抑性の観点から、「必要性」「蓋然性」「補充性」「相当性」の各要件を設けることは、重要かつ適切なものであり、賛成。なお、各要件については、実務の観点を反映して具体的な基準の設定が必要と考える。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
44	<p>「対象が、侵害行為の立証に必要なものであること」とあるが、申立人がただ必要と主張するだけでは足りず、特許の請求項の要素と対照される要素が特定され、当該要素の存否を確認するために必要であることが求められるべき。</p>	<p>裁判官が、申立人の主張を踏まえつつ、事案に応じて、必要性を判断するものと考えます。</p>
45	<p>「相当の理由」があると言うには、当該特許が無効であるという相当程度の蓋然性が存在しないということに加え、その前提となるクレームの解釈がある程度固まっている必要がある。</p>	<p>本手続は、侵害論についての審理がほぼ尽くされた段階に発令されることが想定され、その段階では、御指摘の議論は十分尽くされているものと考えられます。</p>
46	<p>「他の手段で収集が容易でないこと」とあるが、書類提出命令や検証物提示命令で収集可能な事実については、これらの手続によって収集されるべきであり、収集できない場合には真実擬制の適用等に対応すべきであって、同じ事実につき重畳的に適用されるべきではないと考える。また同様の理由から、書類提出命令や検証物提示命令の申立が否決された場合には、同じ事実に対して本手続による収集を認めるべきではない。</p>	<p>他の手段では立証されるべき事実の有無を判断できる程度に収集できない場合に、本手続が発令されることとしています。</p>

47	<p>単に対象物の提出・提示を前提とする書類提出命令や検証物提示命令とは異なり、相手方の不動産への立入や工場設備の操作等を内容とする本手続の実施に際しては、相手方において様々な不利益が生じることが想定されることから、相当性の考慮は絶対に必要である。そして、考慮されるべき相当性の要素として、第三者との関係において収集を行うことで生じる支障についても「その他の事情」に含まれるべきであると考え。したがって、P. 10の第三段落については「・・・工場の操業停止や高価なサンプル製品の提供等で相手方に大きな負担がかかること『や、収集によって相手方が第三者との関係で不相当な責任を負うような事態』も想定されることから・・・」に修正すべき。加えて、相当性の判断においては、純然たる収集の必要性の観点から負担の相当性が考慮されるべきであって、相手方の企業規模や財力等は考慮されてはならないと考える。さらに重要な点として、情報取得を目的とした本人訴訟が疑われる場合には、「相当性」要件を満たさないとする裁判所の運用を求める。</p>	<p>第三者の営業秘密等が問題になる場合には、申立てを受けた相手方が第三者に連絡し、これを受けた第三者が証拠収集過程で保護すべき営業秘密等がある旨を記載した書面を作成し、相手方を通じて裁判所に提出することで、第三者の利益に配慮することができると考えられます。相手方の主張に基づき、裁判所が本手続の濫用であり申立てに理由がないと判断すれば本手続は発令されません。また、申立てが裁判を受ける権利の濫用と認められれば、損害賠償請求の対象となります。</p>
48	<p>本報告書案記載の要件に加え、原告の証拠収集の申立である以上、少なくとも立証されるべき事実については、収集事実が具体的である必要がある。また、裁判所の本手続の発令においても、具体的な収集事実が特定され、収集専門家の報告においても具体的な収集事実の有無を回答する、というものとなるべき。</p>	<p>申立事項の記載は専門家が行うべき行為や収集対象を認識できる程度の特定があれば足りると解されます。また、発令前の協議により更なる特定が可能であると考えます。</p>
49	<p>本手続においては、高度な技能の収集専門家の関与が必要とされ、かつ、相手方の営業秘密へのアクセスの懸念が高いことから、収集専門家の忌避については、回数を限定することなく、またその理由についても利害関係の有無だけではなく、その職務遂行能力の点についても対象とすべきである。また、収集専門家の職務遂行能力は現地で判明する可能性もあり、不適格であることが明らかになった場合には、事後的な忌避の手続、あるいは後に書証として提出された場合の証拠調べにおける証拠の採用却下等の対応を考慮する必要がある。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
50	<p>本手続命令の発令においては、4要件を含め、相手方に不利益を与えうる事項の判断が含まれることから、手続保障の観点から即時抗告は必須である。特に相当性の判断においては第三者への考慮も含めて適切な保障が必要である。発令の際には、争点となっているクレーム要素に対応した具体的な収集事実を特定することを手続として明確化すべき。侵害があるかどうかの調査といった漠然とした命令が許される場合には、証拠漁りを誘発することが懸念されるのに対し、命令の中に収集事実が具体的に特定されることで、本手続命令に対する報告書も当該事実の有無に限定されることになり、不必要な秘密情報が含まれるリスクが低くなると思料する。</p>	<p>申立てに対する裁判所の証拠収集の命令及び却下に対しては、本手続が相手方に一定の協力義務を課するものであることに鑑み、不服申立て手続（即時抗告）を認めることとしています。申立事項の記載は専門家が行うべき行為や収集対象を認識できる程度の特定があれば足りると解されます。また発令前の協議により更なる特定は可能です。</p>
51	<p>本手続の実施に当たっては、相手方の協力義務が課されており、その違反に対しては裁判所の裁量による真実擬制が行われるなどの不利益が生じることから、協力義務の内容は命令の中で具体的に記載されるべき。さらに、収集行為の内容として「相手方に対する質問」が規定されているが、これは収集活動に付随する補助的な内容についての質問に留められるべき。もし、相手方の従業員等から証拠収集が必要なのであれば、そうした行為は本来の証人尋問等の手続によるべきであって、収集専門家の質問に対する回答にて代用すべきではなく、質問は協力義務の一環として行われるに留め、証拠収集方法としては認められないこととすべき。</p>	<p>協力義務については、条文において規定することを検討しています。証拠収集の詳細な手続については、今後検討して参ります。</p>

52	<p>「正当な理由」の有無の判断についてのフローチャートの説明において、「侵害あり」「侵害なし」との表現を用いて整理されておりますが、法的評価を伴う侵害という語と、営業秘密の対比が不正確に表現されていると思われるため、以下のように修正すべきであると考えます。</p> <p>そもそも申立人主張の事実侵害なしと判断される状況(①)であれば、侵害立証において報告書を用いるの必要性はないことから、営業秘密等に関わる部分は黒塗りされる。申立人主張の事実侵害ありと判断される状況(②)であれば、侵害立証の必要性と営業秘密等保護の必要性の比較衡量を行うことになる。また、申立人主張の事実の認定例えば、侵害立証には直接必要がない営業秘密等であり、当該営業秘密等が証拠とならなくても、報告書に含まれる他の情報等により申立人主張の事実の認定侵害立証が可能であれば、侵害立証において報告書を用いるの必要性があるものの、立証の必要性が当該営業秘密等保護の必要性に劣ると判断され(③)、当該営業秘密等に関する部分は黒塗りとなる。他方、申立人主張の事実の認定において報告書に含まれる営業秘密等を用いる侵害立証の必要性が当該営業秘密等保護の必要性に勝る場合(④)、当該営業秘密等は黒塗りされないこととなる。ただし、この場合でも、相手方がどうしても当該営業秘密等が開示されることを避けたい場合には、相手方は、立証されるべき申立人主張の事実を認めることで、当該営業秘密等が黒塗りされることを選択できるようにする(⑤)。</p> <p>P.14に記載のフローチャートについても、上記修正を反映したものとすべきであると考え</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。</p>
53	<p>裁判所が「正当な理由」を判断する際に、必要と認める場合には申立本人に対する黒塗り前の報告書の開示を実施する旨の記載があるが、本手続の多くの場合が競業者間での係争に用いられることを想定すると、営業秘密の保護は最大限配慮されるべきであるため、申立本人への開示を認める手続については強く反対する。また、黒塗り適否を裁判所が申立本人に照会する判断に対して、その時点で相手方が争う手段がないことも問題である。</p>	<p>黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。</p>
54	<p>高度に専門的な事項を対象とする特許訴訟においては、専門的な代理人を介して手続を行うことが訴訟経済的にも妥当であることから、特許訴訟における弁護士強制とProtective Orderに相当する機密情報保護の仕組みなどの制度改正については将来に先送りするのではなく、本手続の導入と合わせて喫緊の課題として検討すべき。</p>	<p>黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。</p>
55	<p>仮に、本人訴訟への配慮として申立本人への開示が不可避と結論付けられたとしても、特許権者が外部弁護士を代理人として立てている案件においては、開示を外部弁護士に限定する運用とすべき。</p>	<p>黒塗り前の報告書の申立人本人への開示については、慎重になされる必要があるため、申立人本人への開示は当事者の同意を要件とするなどの仕組みを検討すべきであると考えており、その旨を報告書に記載させていただきます。</p>
56	<p>報告書が申立人の書証として提出された場合の証拠調べについては、私的鑑定報告書に類した取扱とされることが想定され、その内容について収集専門家の証人尋問が必要となる場合があると考えますが、この点についての検討がなされていない。この証人尋問においては収集専門家が本手続に基づく証拠収集で得た情報が尋問の対象となりえるが、その場合の秘密情報の取扱いについては報告書の黒塗りと同様の問題が生じると思料され、これらの点についても報告書において明記すべき。</p>	<p>専門家が証拠収集に関して知り得た秘密に関する事項について証人尋問を受ける場合は、証言を拒むことができることとすべきである旨を追記いたします。</p>

57	<p>収集専門家が作成した報告書が申立人の書証として提出されることを考慮すれば、本手続は申立人の証拠収集の代行手続であると考えられ、その費用は申立人負担とするのが合理的であり、訴訟費用に含めることには反対。</p>	<p>報告書案にあるように、専門家に関する費用（旅費や報酬等）については、現行の鑑定において専門家に関する費用が訴訟費用として敗訴者負担とされていることに鑑み、同様の扱いとし、相手方に発生する費用については、裁判所による制度の円滑な運用のため相手方の負担にすべきと考えます。</p>
58	<p>「実際に証拠収集を開始してみると予想以上に費用がかかるような事態は想定されないと考える」との記載は根拠が不明で、妥当性を欠いている。</p>	<p>査察決定の前には、被申立人には意見の陳述の機会が与えられ、被申立人は収集の日時や場所について意見を述べる機会があります。そのため、実際に証拠収集を開始してみると予想以上に費用がかかるような事態は生じにくいと考えております。</p>
59	<p>本手続によって、相手方に生じる負担についても、申立人の証拠収集手続である以上、申立人に負担させることが合理的。関連する意見において「申立人の負担とすると、裁判所が事前に相手方に発生する費用を算定することが必要となり、制度の円滑な運用に支障が生じるおそれがあるとともに、中小企業にとっては使いにくい制度となる」とあるが、相当性の判断に関する申立棄却事由の主張において、相手方からは発生する費用が具体的に示されることから、これは問題にはならないと考える。また、中小企業にとって使いにくいということを理由に相手方の負担とするのは一面的な見方であり、逆に中小企業が相手方となった場合にも同様に適用されるということに留意して制度設計を検討すべき。</p>	<p>報告書案にあるように、専門家に関する費用（旅費や報酬等）については、現行の鑑定において専門家に関する費用が訴訟費用として敗訴者負担とされていることに鑑み、同様の扱いとし、相手方に発生する費用については、裁判所による制度の円滑な運用のため相手方の負担にすべきと考えます。</p>

損害賠償額算定方法の見直し

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
60	侵害訴訟の過程で特許請求の範囲が減縮されることも考えられる。また、特許の有効性、抵触性の判断には高度な法的、技術的判断を伴い、権利者による特許の解釈が必ずしも正しいとは限らず、直ちに実施許諾の判断機会が喪失されたとは言えない場合もある。個別案件の解決における裁判所の柔軟な判断を却って妨げるものがないよう配慮すべき。	御指摘も踏まえ、条文案について引き続き検討してまいりたいと考えております。
61	懲罰賠償制度、利益吐き出し型賠償制度には、権利濫用のおそれ、日本の法体系との不整合などといった意見が多くみられるため、導入の是非については慎重に議論すべき。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
62	損害賠償額が上昇する方向の改正となると思料。ただし、弁護士費用について何らかの見直しがあるのであれば損害賠償額を上昇させずともよいと考える。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
63	懲罰的賠償制度に関しては「日本の民法体系にそぐわない」との意見が存する。しかし、特許法は民法の特別法であり民法より優先されて適用されるので、民法体系への適合性は考慮せずともよいと考える。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
64	利益吐き出し型の賠償制度に関して、「なぜ特許法だけで利益吐き出しを認めるのか」という論点が存する。しかし、日本において特許権の侵害があった際の損害賠償額の納得度が低いとの意見がある以上、この論点は既に解決されているものとする。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
65	議事録を拝読する限り、大企業は損害賠償額の上昇を嫌う傾向にあり、中小企業は損害賠償額の上昇を希望している傾向にある。中小企業の方々が知財制度について意見を述べる機会はさほど多くないと思われるので、中小企業の希望についてもう少し広範なヒアリングをすべき。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
66	損害賠償額概念は変更しないまま、高い金利を追加する事で、実質的な懲罰的賠償を実現するため、特許法102条に第5項を追加するという提案をする。第5項の内容は、次のとおり。 5 特許権者又は専用実施権者の特許権又は専用実施権を故意に侵害した者には、特許法第2条3項に規定する実施工為および特許法第101条に規定する侵害とみなす行為の中の侵害者によって行われた行為ごとに、本条第1項から第4項の規定により推定された損害賠償額が適用される。なお、この損害賠償額に関する利子の額は、侵害の日を起点とした年利100%の利率の複利で算出される。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
67	「立法上、第1項本文の「実施の能力」がないことを理由とする覆滅部分と第1項ただし書の「販売することができないとする事情」があることを理由とする覆滅部分について、損害賠償額として相当実施料額を認められる旨を規定上明確に」することにつき、賛同。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

68	<p>「交渉の経緯」には、違法行為が経済的に引き合わない状態にするという抑止効果を強める要素が入るため、上記平成10年の特許法改正の範囲を超えてしまう場合が生じ得る。さらに、制裁的要素もしくは追加賠償の要素にまで発展する懸念を含み、これを文言上排除するように規定することは相当に困難。そのため、102条3項の考慮要素として、「交渉の経緯」をあえて挙げないという判断であれば、妥当である。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
69	<p>「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」という考慮要素は、平成10年特許法改正の趣旨を、そのまま明確化したものであり、この要素が特に重要であると考えているので、この要素の明文化については、問題はない。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
70	<p>「特許権者による実施許諾の判断機会の喪失」という考慮要素については、権利者にはその特許発明を独占実施するのか、他社にライセンスするのかを決定する権利があり、ライセンスする場合でも誰をビジネスパートナーとするのかを定める権利があるため、無断実施によりそのような権利が侵害され、権利価値が毀損されたのだから、その分について填補賠償の範囲内で損害賠償を認めるべきという考え方に賛同。102条3項が独立して適用される場合は無論のこと、102条1項と3項とが重畳適用される場合でも、有用な考慮要素になる。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
71	<p>「侵害者は契約上の制約を負わないこと」という考慮要素は、平成12年7月18日判決の「ヒンジ事件」を参考にしたものと認識。しかし、かかる考慮要素は、考慮要素としては正しいと考えるものの、「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」に包含される一具体例と考える。よって、本考慮要素は上記「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」と独立した考慮要素ではなく、内包されるものとする。</p>	<p>追加的な考慮要素として第一から第三の要素を個別に挙げさせていただきましたが、これらの要素は相互に関連しているものと考えております。</p>
72	<p>「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」と「特許権者による実施許諾の判断機会の喪失」とは性質が異なるため、この2つの考慮要素を包含する上位概念を定立しようとする、いきおい広すぎるものになる懸念がある。その結果、上記の2つの考慮要素以外のものも含まれ、抑止要素、制裁的要素、追加賠償の概念まで包含する懸念が生じ得る。そのため、抽象度を上げすぎた形での明文化には、平成10年法改正の趣旨を超える懸念もあり得るので、慎重に検討する必要がある。この点、無理に上位概念を定立せず、上記の「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」と「特許権者による実施許諾の判断機会の喪失」程度の抽象度レベルで、この2つの考慮要素を併記することも考えられる。また、上記のように、「特許権の侵害の事実が認められたこと」のように、「認められたこと」と明記することで、「有効な特許が侵害されたことが訴訟上認定されていること」が明らかになるため、この線に沿った検討でもよい。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

73	<p>追加的考慮要素は、実施行為による利益を考慮できる状態となり、権利の有効性や侵害事実が認定されることにより初めて考慮される得る要素であり、その前段階では、考慮し得ない要素である。そのため、権利の有効性や侵害事実が認定されることにより、初めて考慮される得る要素であることを、むしろ、切り口として整理されればよい。追加的考慮要素を考慮した結果は、増額に働く場合が多いかと思うが、理論と実際とは必ずしも一致するものではないので、結果として減額になる場合もある。そのため、結果に着目して増額か否かという切り口で分けて整理するより、権利の有効性や侵害事実が認定される前でも考慮できる要素か、権利の有効性や侵害事実が認定される後でなければ考慮し得ない要素か、という切り口で分けて整理した方が、実態に沿う。特許の有効性、抵触性の判断には、高度な法的、技術的判断を伴うので、追加的考慮要素を考慮するにあたっては、当該事案の裁判所において権利の有効性や侵害事実が認定されたということが、結果としての増額／減額よりも客観的な意味を持つ。</p>	<p>追加的な考慮要素は、典型的に増額に働き得ると考えられる要素を示したものであり、原案のような整理とさせていただきます。</p>
74	<p>懲罰賠償制度、利益吐き出し型賠償制度の検討も実態的には、特許発明の受益者から公平に対価を回収することにはならず、回収先がハードの製造者に偏重した状態で機能することになり、ネット社会において我が国の産業競争力を強化して行く、ということには必ずしもつながらない可能性がある。したがって、特許発明の受益者から公平に対価を取る仕組みを整備することで、サーバークライアントシステムでの研究開発投資を適切に回収し、次なる研究開発に健全につなげて行き、もってネット社会における我が国の産業競争力を強化して行く、という議論も併せて行うことを提言したい。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
75	<p>損害賠償額の算定方法の見直しについて、一層の改善を図るべく、改めて損害賠償額算定方法の在り方について検討を行うことには異論はない。特許法第102条第1項と第3項の重畳適用の可否に関する法改正の提案については、その前提となる立法事実や改正の趣旨、重畳適用がされるための要件をより具体的に検討するとともに、明確にすべきである。特許法第102条第2項と第3項の重畳適用については、第1項における議論とは別個独立して重畳適用の可否及び要件について検討し、重畳適用を認めるとすればその要件を明確にすべきである。特許法第102条第3項については、相当実施料増額に働く考慮要素を明確化する改正を行うのであれば、改正の趣旨やその要件を明確にすべきである。</p>	<p>特許権者の実施能力や販売能力により覆滅された部分について相当実施料額を加算できないことにより、とりわけ、実施能力や販売能力に乏しい中小・ベンチャー企業にとって不利ではないかとの指摘を踏まえ、検討してきたものです。 特許法第102条第1項ただし書の「販売することができないとする事情」による覆滅部分について相当実施料額を認めるべきかについては、肯定・否定も含めて様々な意見がありました。第1項本文又はただし書による覆滅部分の双方について相当実施料額を損害賠償額として一切認められないとする「否定説」を主張する意見は見られなかったため、立法上、第1項本文の「実施の能力」がないことを理由とする覆滅部分と第1項ただし書の「販売することができないとする事情」があることを理由とする覆滅部分について、損害賠償額として相当実施料額が認められる場合もあり得る旨を規定上明確にし、具体的にどのようなケースにおいて相当実施料額が認められるかについては、引き続き、裁判実務の動向を注視することとしたものです。 特許法第102条第2項は、同条第1項本文の「実施の能力」や、同項ただし書の「販売することができないとする事情」による覆滅規定が設けられていませんが、解釈により、第1項と同様の覆滅が行われている例が多いため、第1項による覆滅部分について相当実施料額が認められる旨を規定する場合には、別途の条文化の措置がなくても、第2項による覆滅部分についても同様の扱いが認められることと解釈されることが考えられると整理しています。 特許法第102条第3項については、平成10年法改正で「特許発明の実施に対し『通常』受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」の「通常」の文言が削除され、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な相当実施料額が認定できるとされた趣旨をより明確化する趣旨で検討してきたものです。</p>

76	<p>懲罰的賠償と利益吐き出し型賠償について、「引き続き議論を深めていくべきである」とされているが、いずれも賛成しかねる。前者については文字面から分かりやすく懲罰感情に訴える効果があることは認めるが、我が国の民法上の原則に合致しない。後者については、今や特許1件のみの実施で可能な事業はほぼ存在しないと考えられ、特許1件の侵害で利益を全て吐き出させるとなるとインパクトが過度に大きく、他方で差止めを救済と認める日本において直接事業破綻につながるおそれのある制度を整える必要はないと考える。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
77	<p>第102条第1項本文、但し書きによる覆滅部分に実施料相当額を認めることについては、特許権者は、自らが実施するか、他者にライセンスするかを自由に選択することができるものであり、実施能力が不足している場合には、一部実施を行い、一部ライセンスを行うという選択を取ることもできる。特許権者がライセンスする権利を有している以上、特許権者の実施能力を超える分や、販売することができないとする事情の分についても、相当実施料を認めてもよいと考える。ただし、第1項但し書きの「販売することができないとする事情」による覆滅部分については、裁判例、学説、産業界の意見が分かれていること、裁判実務において困難が生じているのも事実である。侵害者が侵害し得とならないよう、また制度の予見可能性が高いものになるよう、早急に論点を整理し、「販売することができないとする事情」であって、どのような場合に相当実施料が認められるのか、明らかにしていただきたいと考える。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 具体的にどのようなケースにおいて相当実施料額が認められるかについては、引き続き、裁判実務の動向を注視いたします。</p>
78	<p>実損の填補の範囲を超える賠償を導入するのであれば、今後の議論において、どのような行為が悪質行為なのか、議論を深めていくことが必要と考える。悪質行為の例として、1つのオーナーが複数の法人名義を持っており、侵害行為をする法人名を次々に変えることで、侵害行為を実質的に繰り返している場合などが想定できるが、そのような悪質行為を類型として整理して、悪質行為とはどのような行為なのかを、事前ルールにすることが必要と考える。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
79	<p>特許法第102条1項又は2項と3項の併用については一考に値すると考えるが、議論の前提が、現在の損害賠償額が低く、増額することが目的であるように読める部分があることに違和感がある。 原告及び被告の両者に納得感のある適切な損害賠償額を実現するためには、相当実施料額の算定にあたって、個別の状況の考慮、当事者の主張、立証が適切になされる必要があり、更に議論を深めることが重要。</p>	<p>平成10年の法改正以降、多くの裁判例が蓄積されてきましたが、損害賠償額について納得するとの声がある一方、算定プロセス及びその基準について納得度が低いとの意見も聞かれました。特許制度小委員会では、損害賠償額の算定方法の一層の改善を図るべく検討を行ったものであり、検討の前提が、現在の損害賠償額が低く、増額することが目的であったということはありません。</p>
80	<p>懲罰的賠償制度の導入には強く反対。特に商標については、特許と保護対象の性格が異なり、十分に議論することなく、そのまま適用することには反対。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
81	<p>利益吐き出し型賠償制度は懲罰感情に訴える判り易さがあるが、一つの製品に多数の特許が使われることが多い時代にその破綻は自明。仮に中小企業に侵害が認定された場合には事業への影響が過度に大きく、差止めを救済と認める日本において事業破綻を招くおそれのある懲罰的な救済をさらに付加する必要はないと考える。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

82	<p>侵害予防は懲罰をもってではなく、侵害指摘に対して誠実に対応するというコンプライアンスによるものという思想の当否が問題になる。弊社としては日本企業のコンプライアンス向上の努力に期待すべきものであり、これはひいては日本経済全体の競争力を健全に育てる効果をもたらすと思料する。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
83	<p>損害賠償算定の根本的な改正を目指すのであれば日本の法制度の中での位置づけと整合性の検討について、関係各機関および産業界の総意形成は必須。懲罰賠償を検討するのであれば、日本の公序良俗に対する信頼を変化させることの是非の議論も必要。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
84	<p>懲罰的賠償につながる可能性がある条文化および増額につながる考慮要素についても継続議論とすべきであると考えます。</p>	<p>特許法第102条第3項の考慮要素の明確化は、懲罰的賠償につながるものとは考えていません。</p>
85	<p>特許法第102条第3項の考慮要素の明確化について、報告書案20ページの2行目中の「これらの要素は、増価・減少のいずれにも働き得る。」との記載は、趣旨を明確にするため「これらの様々な要素は、個別具体的な事案に応じて、増価・減少のいずれにも働き得る。」と記載することが、4～5行目の「これらの要素に加えて、増額に働き得ると考えられる考慮要素として、以下の要素が挙げられる。」との記載は、前文とのつながりや趣旨の明確化を考慮すると、上記②で提案した修文に続いて「他方、典型的に増額に大きく働き得ると考えられる考慮要素として、以下の要素が挙げられる」と記載することが望ましい。また、25行目中の「条文化に当たっては、想定される増価要素を網羅的に規定するのではなく」との記載は、「条文化に当たっては、想定される考慮要素を網羅的に規定するのではなく」と記載することが、全体の趣旨からすると望ましい。さらに、下から5～8行目中の「なお、ドイツでは・・・留意すべきである。」との記載は、「ii）検討」の項目で記載することについては唐突感があり、20ページにおける記載を削除するとともに、記載するのであれば、1ページの「諸外国の動向」の項目にて記載すべきである。また本報告書案に記載するのであれば、ドイツの連邦参議院にて提案された結果を明記して記載する必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。</p>
86	<p>増額にのみ働くと考えられる考慮要素として、「有効な特許が侵害されたことが認定されていること」「特許権者による実施許諾の判断機会の喪失」などが掲げられているが、一律に増額方向に働くこととはできないと考えられることから、かかる内容を法制化するのは適切ではない。</p>	<p>追加的な考慮要素は、典型的に増額に働き得ると考えられる要素を示したものであり、原案のような整理とさせていただきました。</p>
87	<p>特許法以外の他の産業財産権法（実用新案法、意匠法、商標法）について、同様の措置とする方向性が示されたが、今回の法改正の検討の前提である「特許権侵害の特殊性」（①侵害の容易性、②立証の困難性、③侵害抑止の困難性）が、他の産業財産権法に必ずしも当てはまるのが検証されていないにもかかわらず、知財4法を同等に扱うべきとの形式論だけで実質的な議論のないままに法改正を進めるべきではない。商標制度小委員会等の適切な場で議論した上で、結論を得るのが相当である。</p>	<p>特許法以外の他の産業財産権法についても、特許と同様に、侵害が容易であるにもかかわらず侵害行為と損害との因果関係が明らかでない場合が多く、逸失利益の賠償を受けることが容易ではないため、現行実用新案法第29条各号、現行意匠法第39条各号、商標法第38条各号において、現行特許法第102条各号と同様に、民法709条の特例として損害の額の推定規定が置かれています。このため、特許法以外の他の産業財産権法において、特許法と同様に扱うことが適当でないという事情が見当たらない限り、特許と同様の条文を実用新案法、意匠法、商標法についても措置することが適当であると考えます。</p>

88	<p>「懲罰的賠償制度」については、小委員会でも制度の導入に反対する意見が相当数を占めており、「引き続き議論を深めていくべき」との評価は適切ではない。そもそも、最高裁判決が公序を理由に懲罰賠償の国内執行を否定している現状において、「メリット・デメリット」によって導入の是非を判断することは安易に過ぎ、不適切である。したがって、「このため…引き続き議論を深めていくべき」の一文は削除すべきである。</p>	<p>懲罰的賠償制度については、米国に加え、大陸法系の東アジアの国・地域（中国、韓国、台湾）でも導入の動きが進んでいる中、引き続き議論を深めていくことは必要であると考えます。</p>
89	<p>「利益吐き出し型賠償制度」についても、填補賠償という民法の大原則を変更するものであり、特許訴訟において侵害訴訟が悪質かどうかといった問題に焦点が当てられ、徒に特許侵害への処罰感情を煽る結果を招来しかねない。検討を行う場合にも、導入前提ではなく、強い懸念の声を十分に意識して、極めて慎重に対応すべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
90	<p>本案内容のように、102条3項の考慮要素を明確にすることについて賛成である。本案にあるように「条文化に当たっては、想定される増価要素を網羅的に規定するのではなく、例えば、裁判所は、相当実施料額の認定に当たり、特許権の侵害の事実が認められたことを考慮することができる旨などを概念的に規定し、当該文言の中で、様々な考慮要素を読み込めるようにすべきである。」に賛成である。具体的な条文を提示して検討をすすめるべきと意見具申する。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。考慮要素の明確化に関し、条文の文言については、御意見を踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。具体的な条文を提示することについては、今後の参考とさせていただきます。</p>
91	<p>第102条第1項または第2項と第3項の併用は、事案によっては妥当する状況が生じうることから反対するものではないが、裁判所、産業界の実務を十分に整理した上で是非を判断すべき。</p>	<p>特許法第102条第1項ただし書の「販売することができないとする事情」による覆滅部分について相当実施料額を認めるべきかについては、肯定・否定も含めて様々な意見がありました。第1項本文又はただし書による覆滅部分の双方について相当実施料額を損害賠償額として一切認められないとする「否定説」を主張する意見は見られなかったため、立法上、第1項本文の「実施の能力」がないことを理由とする覆滅部分と第1項ただし書の「販売することができないとする事情」があることを理由とする覆滅部分について、損害賠償額として相当実施料額が認められる場合もあり得る旨を規定上明確にし、具体的にどのようなケースにおいて相当実施料額が認められるかについては、引き続き、裁判実務の動向を注視することとしたものです。</p> <p>特許法第102条第2項は、同条第1項本文の「実施の能力」や、同項ただし書の「販売することができないとする事情」による覆滅のような規定が設けられていませんが、解釈により、第1項と同様の覆滅が行われている例が多いため、第1項による覆滅部分について相当実施料額が認められる旨を規定する場合には、別途の条文化の措置がなくても、第2項による覆滅部分についても同様の扱いが認められることと解釈されることが考えられると整理しています。</p>
92	<p>特許法以外の他の産業財産権法について、同様の措置とすることには強く反対。今回の法改正の検討の前提である「特許権侵害の特殊性」が、他の産業財産権法にそのまま当てはまるのか否かが検証されていないにもかかわらず、実質的な議論のないままに知財4法を同等に扱うべきであるとの形式論だけで法改正を進めるべきではない。現状では立法事実も提示されておらず、検討を進める場合には、商標制度小委員会等、適切な場においてそれぞれの権利の特性を反映した上で立法事実を具体的に示して議論すべき。</p>	<p>特許法以外の他の産業財産権法についても、特許と同様に、侵害が容易であるにもかかわらず侵害行為と損害との因果関係が明らかでない場合が多く、逸失利益の賠償を受けることが容易ではないため、現行実用新案法第29条各号、現行意匠法第39条各号、商標法第38条各号において、現行特許法第102条各号と同様に、民法709条の特例として損害の額の推定規定が置かれています。このため、特許法以外の他の産業財産権法において、特許法と同様に扱うことが適当でないという事情が見当たらない限り、特許と同様の条文を実用新案法、意匠法、商標法についても措置することが適当であると考えます。</p>

93	<p>実施料相当額の認定においては、具体的事案については様々な要素を反映した上で約定例、一般的相場にとらわれない柔軟な判断がなされているとの分析もあり、特に考慮要素を法定する必要性はない。</p>	<p>平成10年の法改正以降、多くの裁判例が蓄積されてきましたが、損害賠償額について納得するとの声がある一方、算定プロセス及びその基準について納得度が低いとの意見も聞かれました。特許制度小委員会では、損害賠償額の算定方法の一層の改善を図るべく検討を行ったものです。</p>
94	<p>本報告書案において「増価・減少」といった記載があるが、増価・減少の比較対象となっているものが特定されておらず、文案として不適切。</p>	<p>特許法第102条第3項の考慮要素については、個別具体的な事案に応じてその評価が変動する要素と、典型的に増加に働く要素があるという認識の下、原案のような整理としております。</p>
95	<p>「増額に働き得ると考えられる考慮要素」に、増額・減額の両様があり得るため、裁判においても個別の状況での最適を考慮した判断がなされているのが現状であり、一律に増額要素と特徴づけるのは個別の事案の妥当な解決を妨げることになる。特許侵害における損害は、侵害時点で発生しており、その後の訴訟手続はその損害賠償債権を確定し、債務名義を得る手続と考えられます。しかしながら、特に法文で訴訟を経由したことを増額要素として性格付けるとするならば、被擬侵害者が訴訟という民事紛争解決手続を利用することを非難する事態を招くことにもなりかねないため、上述の民事訴訟手続の性格と整合しない問題を生じる。</p>	<p>特許法第102条第3項の考慮要素については、個別具体的な事案に応じてその評価が変動する要素と、典型的に増加に働く要素があるという認識の下、原案のような整理としており、「被疑侵害者が訴訟という民事紛争解決手続を利用することを非難する事態を招く」とは考えていません。</p>
96	<p>ドイツにおける相当実施料額を2倍とする立法提案に関する記載は、実際には当該提案は否決されたものであるため、その否決理由を示さないまま増額の根拠とするのは議論をミスリードする懸念があり、削除すべき。</p>	<p>報告書案では、ドイツの立法提案の成否というよりも、著名な判事らがそれに賛同する説を唱えていた事実をご紹介する趣旨で、言及させていただきましたが、御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。</p>
97	<p>訴訟における損害の認定においては、一律に訴訟を経由したことで増価となるといった性格づけや、2倍と推定するといった考え方は、本来は損害の請求手続である訴訟を被擬侵害者が利用するという行為自体を悪い行為として非難し、結果として技術の価値の実態とはかけ離れた損害の認定を誘導するという点において、民事訴訟手続の性格を歪めるものであって不適切である。</p>	<p>追加的な考慮要素は、典型的に増額に働き得ると考えられる要素を示したものであり、原案のような整理とさせていただいたものであり、「訴訟を被疑侵害者が利用するという行為自体を悪い行為として非難」する趣旨ではありません。</p>
98	<p>懲罰的賠償制度の導入には強く反対。 本小委員会では委員長を含め賛意を示す委員がいなかったところ、結論として「引き続き議論を深めていくべきである」と結論付けるのは適切ではなく、「このため・・・引き続き議論を深めていくべきである。」の一文は削除すべき。 最高裁判決が公序を理由に懲罰賠償の国内執行を否定している現状において、単純に「メリット・デメリット」によって導入の是非を判断することは難しい。 「近年における実態を踏まえた実施料率の参考となるような最新のデータをどのように整備するか」という課題提起については、それぞれの事案に応じて異なる技術の価値を算出するに当たって、一律に適用できる相場となるような適切な母数のデータをタイムリーに収集することは困難であり、また各データの背景にある個別の事情を一般化することで数値のみが一人歩きをするリスクが高いことから慎重になるべき。計算におけるプロセスを精緻に議論し、個別の技術の価値を検討するプロセスが重要である。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

99	<p>利益吐き出し型賠償制度については、以下の理由から反対であり、今後の検討は十分な調査に基づき慎重に進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 損害との因果関係を問わずに利益の吐き出しだけを求めるこの制度は、102条のこれまでの適用の歴史と相反する。・ 特許実施料は実施者の利益を基調とするのではなく、特許発明の技術価値をもとに決定するものであると受け止めております。このような規定が設けられると、特許訴訟において侵害訴訟が悪質かどうかといった問題にのみ焦点が当てられ、徒に特許侵害への処罰感情をおおる結果となりかねないと思料する。・ 現代のビジネスモデルにおいては、特許1件のみの実施で可能になる事業は少なく、利益吐き出し方の賠償の検討も、より複雑で困難になることが予想される。・ 特許侵害行為は、故意過失を必要としない技術的問題であるにも拘らず、民法の原則を変更してまで新たな処罰感情を喚起させ、現行法の悪用の虞を招来させるのは本来の目的を外れるものと思われる。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
----	--	-------------------------

紛争解決手段の選択肢の整備の検討

通し番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
100	二段階訴訟制度については、①差止判決の下では特許権者が優位な状態での交渉が強いられるため、納得性の高い解決が得られないおそれや、②侵害論と損害論とが分断されることで、裁判官による事件全体に対する総合的な価値評価が妨げられ、適切な解決が却って阻害されるおそれなどが懸念されるため、導入の是非については慎重に議論すべき。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
101	紛争解決手段の選択肢の整備として継続的な検討事項とされた二段階訴訟制度は、特許権侵害事実の確認後における当事者間の和解決着を促す仕組みとして一考に値するので、引き続き検討を重ねられたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
102	日本の民事訴訟法の体系に見合った二段階訴訟制度の可能性についても「引き続き議論を深めていくべきである」とされているが、賛成しかねる。二段階訴訟を検討するのは早期の差止めを求めるニーズに応えるためと理解するが、早期の差止めは報告書にあるとおり仮処分の活用によって実現可能。仮処分には担保が必要だから不十分という議論もあるようですが、未確定判決の執行をする権利者としてその程度の責任を負うのは当然であり、差止めで得られる利益の方が大きいという前提で、担保の提供が権利者にとって受入困難とは思われない。逆に二段階訴訟であっても担保の提供なしに差止めを行うには控訴・上告を経る必要があり、損害論の審理を行わないとしても仮処分の迅速さには遠く及ばない。加えて、二段階に分けたとしても侵害論と損害論が相互に影響するケースがあり、全体の審理の効率性という観点でも問題がある。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
103	早期の差止請求や、侵害有無確定が目的ということであれば現状の手続きも運用上の齟齬はなく、特段見直しの必要性を感じておりませんが、多様な意見があることは認識しており、引き続き議論を深めていく方針に賛成。 二段階訴訟制度の場合、交渉が決裂した場合に訴訟提起が可能だとしても、新たな損害賠償請求訴訟を提起しなければならず、手続きが煩雑であり、かつ、結果として紛争解決の長期化を招くことが懸念される。二段階訴訟制度に現行を上回るメリットがあるのであれば、更に丁寧な説明が必要。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
104	二段階訴訟については以下の理由から賛成しかねる。まず第一に、損害賠償審理では、特許請求項が含む製品の主張が対立することは珍しくなく、侵害論との交錯も頻繁なため、全体として見たときに訴訟経済に反する。第二に、侵害訴訟に呼応して無効審判が申し立てられることは通常であり、その結果迅速な確定判決を必ずしも保証できるわけではない。第三に、ドイツ型の一審判決後の交渉和解を実質強制する制度はドイツでの損害賠償判決の積み重ねの薄さを生んでいる。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

105	<p>「二段階訴訟制度」について、意義として掲げられた早期差止めについては、現状でも仮処分申請の手段がある。また、法定内外を問わず、知財紛争における交渉が、権利の安定性および金銭的条件など複数の論点を総合的に論じ、個々で互譲して和解に至る実情を踏まえ、二段階訴訟制度のもとで特許の有効性の判断が出た後で金銭的和解（損害賠償額）のみの交渉を行うことは、当事者双方に納得性のある条件に至ることに資するとは考えられない。</p> <p>今回の検討を通じて、二段階訴訟についての立法を行う意義が見出せないことが分かったことから、これ以上の検討はもはや不要である。ニーズや立法事実がほとんど無い中で、いたずらに知財司法制度を混乱させるような検討を続けるべきではなく、「こうした議論の状況を踏まえ…、引き続き議論を深めていくべきである」の一文は削除すべきである。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
106	<p>二段階訴訟制度の導入は反対。現状の二段階審理に対して特段の問題意識はなく、裁判所の心証開示を受け適宜和解交渉がなされることで、効率的な紛争処理が進められていると考える。また、現状でも仮処分申請の手段があるため、早期の侵害の差止の実現に関する問題意識もない。むしろ、二段階訴訟制度が導入されると、差止判決の下での特許権者の優位な交渉を可能とし、結果として当事者間で納得性の高い解決が得られない点を懸念する。</p> <p>なお、本手続きが単に侵害という事実のみを確認する手続とすれば、民事訴訟法の確認の利益に新たな類型を付加することになり、そのような立法事実が存在するのかといった点について民事訴訟法の体系的な議論が必要。一方、「損害賠償の存在」の確認とするのであれば、損害賠償の不存在に関する抗弁を許すことになり、それ自体は損害賠償に関する議論と何ら変わらない。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
107	<p>二段階訴訟制度の導入は以下の理由から反対であり、今後の検討は十分な調査に基づき慎重に進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差止判決の下では特許権者に優位な状態での交渉が強いられるため、技術経済価値の観点から納得性の高い解決が得られないおそれがある。 ・単に侵害という事実のみを確認する手続とするのであれば、民事訴訟法の確認の利益に新たな類型を付加することになるため、そのような立法事実が存在するのかについて民事訴訟法の体系的な議論が必要である。損害賠償の存在の確認とするのであれば、損害賠償の不存在に関する抗弁を許すことになり、それ自体が損害賠償に関する議論と何ら変わらない。 	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

訴訟にかかる費用負担軽減の検討

通し番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
108	明らかに実際に要した費用を下回っていたり、差止め等が認容された場合の弁護士費用の算出方法は明らかになっていなかったりという点から、弁護士費用の敗訴者負担及び認定額の向上がなされるべき。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
109	①国民の裁判を受ける権利の実現、②中小企業のベンチャー企業や個人発明家の知的財産権を活用する機会の確保、③大企業が保有する知的財産権資産の円滑かつ実効的な確保の観点から、訴訟費用負担軽減のための方策の検討が継続すること自体には賛成する。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
110	報告書にて提案されている弁護士費用等の負担配分その他の方策について検討を続けることに特段の異存はない。ただし、訴訟による紛争解決が当事者に満足を与えることは難しく、交渉によって問題が解決されたときに当事者は最も満足を得られる。企業規模の大小を問わず、他者の権利の侵害を避ける努力を行い、また侵害の指摘を受けた場合には真摯に検討及び交渉する、いわばコンプライアンスを向上させることこそが日本経済全体の競争力を健全に育てるものと考えるので、そのような啓蒙活動がなされることを期待する。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
111	弁護士費用等の敗訴者負担に賛成するが、中小企業の負担軽減方策という観点では中小企業が常に権利者であるとは限らず、原告の場合であっても、常に勝訴するとは限らないと思慮。制度として導入を検討するのであれば対象を中小企業のみ限定することは制度としての公平性を欠きます。 原告による言いがかりに等しい訴訟も少なくなく、その場合においても、訴訟になった以上、被告は時間、費用をかけて対応せざるをえないため、多大な負担であることに、違いはなく、原告だけでなく、被告が勝訴した場合にも、訴訟費用を敗訴者に負わせることは合理的。 中小企業支援を目的とするのであれば、中小企業が勝訴した場合の訴訟費用や、訴訟提起前を補助する制度の創設も検討に値する。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
112	訴訟制度あるいはその中の手続の濫用を防ぐ観点からも敗訴者負担には反対しないが、日本の法体系中での位置付けは十分な議論と検証が必要であり、企業規模不問でこれが適用されるべきものとの前提で、権利者を委縮させる効果とのバランス考慮が必要。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
113	本報告書案にて「弁護士費用等」との記載について、「弁理士費用」を明記していただくことを要望。また、「弁護士費用等」と記載されていることにより、例えば代理人・補佐人費用だけではなく、例えば調査費用等についても対象となると誤解される可能性があることから、「弁護士費用等」を「弁護士・弁理士費用」と明記していただきたい。	御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。
114	大弁護団を組織する場合もあることから、今後の検討にあたっては、弁護士・弁理士費用について「相当額の範囲内において」負担配分の在り方を検討する必要がある。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

115	<p>「訴訟にかかる費用の高さ」についての課題は、弁護士費用の高さに問題があるのではなく、得られる損害賠償額と代理人費用のバランスに課題があるのであり、この点の誤解がないような記載に修正されることを望む。</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書を修正いたします。</p>
116	<p>制度の適用においては、中小企業、大企業という区別を行うべきではない。知財制度における中小企業の支援策の範囲をより広く捉え、詳細な分析したうえで、真の課題を抽出し議論すべき。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

その他

通し番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
117	<p>今回の知財紛争処理システムに関し、知的財産権ユーザである産業界の一員として、直接あるいはいくつかの産業界専門団体を通じて特許庁と意見交換を行っている。しかし特許制度小委員会の審議においては、上記意見交換で提起された様々な論点や問題点を、専門的知見を有する小委員会の各委員に具体的に提示し議論されるべきであるところ、事務局において採否の判断がされた上での限定的な提示によって、明確な立法事実が示されないまま、一貫して制度改正ありきで審議が進められ、十分な検討がされなかったことに強い懸念を持っている。</p>	<p>本報告書案は、産業界や法曹界など幅広い関係者等から構成される特許制度小委員会において、これまで6回にわたり、制度見直しの必要性や方向性について精力的な審議を行った上で取りまとめたものであり、御指摘は当たらないと考えます。</p>
118	<p>本報告書（案）作成のための特許庁での審議プロセス全体について、大きな問題があった。とりわけ、2019年通常国会での法改正ありきの極めてタイトなスケジュールで検討を進めたために産業界等の関係者との合意形成が不十分であった点、日本知的財産協会や経団連など知財制度についての産業界の意見を取りまとめる立場の団体からの委員への参加が認められなかった点は、極めて遺憾。</p>	<p>本報告書案は、産業界や法曹界など幅広い関係者等から構成される特許制度小委員会において、これまで6回にわたり、制度見直しの必要性や方向性について精力的な審議を行った上で取りまとめたものであり、御指摘は当たらないと考えます。</p>
119	<p>今回の検討を通じて、制度の中身については一定の検討がされたが、その前提となる立法事実や現状分析が極めて不十分。また、制度の内容も、産業界の懸念に十分応えられていない点や、検討が不十分な点も多い。本報告書案において法改正が想定されている「新たな証拠収集手続」や「損害賠償算定方法の見直し」は、喫緊に対応すべき課題とも考えられない。特許庁においては、2019年通常国会での法改正にこだわることなく、パブコメに出される意見等も真摯に受け止め、産業界等の関係者の懸念を解消すべく更なる検討を続けることを望む。</p>	<p>本報告書案は、産業界や法曹界など幅広い関係者等から構成される特許制度小委員会において、これまで6回にわたり、制度見直しの必要性や方向性について精力的な審議を行った上で取りまとめたものであり、御指摘は当たらないと考えます。</p>
120	<p>外国の制度の安易なつみ食いは、我が国の国益を害する。 「新たな証拠収集手続」を導入する根拠として「諸外国の制度動向」が掲げられ、報告書案で相当のページ数を費やして記載されているが、諸外国の制度の概要を紹介するのが主眼に置かれ、制度導入に至る背景や現在の評価についての記載はほとんど無い。諸外国の動向を記載する場合には、導入に至った背景や導入後の評価を含めて分析すべき。 そうした丁寧な分析も無しに、「諸外国で導入された」ことをもって安易に我が国でも導入を検討すべきとも読める論理構成は、我が国の国益を毀損する可能性があり、我が国政府の文書としては客観的に見ても問題が大きい。「諸外国の制度動向」は、制度改正すべきかを検討する上での考慮要素の1つに過ぎず、最終的には、我が国の知財政策・戦略の方向性やどのような立法事実があるか等により制度改正の要否を判断する必要があることから、「諸外国で導入された」ことをもって我が国でも導入を検討するという誤解を生む表現は改めるべき。 なお、報告書案では、懲罰的賠償制度や二段階訴訟制度についても、米国やドイツ等諸外国での導入実績について言及されているが、今後、諸外国で導入されていることをもって、導入を前提とした議論を行わないよう強く要望する。</p>	<p>特許制度小委員会では、諸外国の制度の動向等を参考に議論してきたものの、諸外国で制度があることのみをもって、日本での導入を検討したということではなく、御指摘は当たらないと考えます。</p>